

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更 新旧対照表

改正後	改正前
1～4 (略)	1～4 (略)
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) (略) (2) その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。 <u>道路改良舗装整備事業（道路2,030m）</u> 、 <u>道路舗装改修事業（道路5,270m）</u> 、 <u>道路改築事業（道路233m）</u> イ～ク (略)	5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) (略) (2) その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。 <u>道路改良舗装整備事業（道路2,030m）</u> 、 <u>道路舗装改修事業（道路4,770m）</u> 、 <u>道路改築事業（道路200m）</u> イ～ク (略)
(3) (略) (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 <u>「インフラ系施設の管理に関する基本方針」</u> ① (略) ②橋りょう 本町が管理する橋梁は <u>267橋</u> で、今後急速に増大する老朽化橋りょうを計画的・効果的に保全するため、 <u>令和3年6月に改訂した「清水町橋梁長寿命化修繕計画」</u> に基づく計画的な修繕や、 <u>平成30年9月に改正された道路法施行規則</u> に基づく定期的な近接目視確認などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげる。 <u>橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避する。</u> ③ (略)	(3) (略) (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 <u>「インフラ系施設の管理に関する基本方針」</u> ① (略) ②橋りょう 本町が管理する橋梁は <u>276橋</u> で、今後急速に増大する老朽化橋りょうを計画的・効果的に保全するため、 <u>平成25年3月に策定した「清水町橋梁長寿命化計画」</u> に基づく計画的な修繕や、 <u>平成26年7月に改正された道路法施行規則</u> に基づく定期的な近接目視確認などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげる。 ③ (略)
6 生活環境の整備 (1)～(3) (略) (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 <u>「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</u> ①住宅 今後も今ある <u>町営住宅</u> をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていく。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟	6 生活環境の整備 (1)～(3) (略) (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 <u>「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</u> ①住宅 今後も今ある <u>公営住宅</u> をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていく。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟

改正後	改正前
<p>数及び戸数の調整を行う。詳細計画については、「清水町営住宅等長寿命化計画」に基づき実施する。</p> <p>②衛生処理施設</p> <p>施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の<u>長寿命化</u>を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努める。</p>	<p>数及び戸数の調整を行う。詳細計画については、「清水町営住宅等長寿命化計画」に基づき実施する。</p> <p>②衛生処理施設</p> <p><u>衛生処理</u>は施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の<u>長寿命化計画</u>を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努める。</p>
<p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</p> <p>① (略)</p> <p>②子育て支援施設</p> <p>詳細計画については、<u>子ども子育て支援事業計画</u>を中心<u>に実施</u>をし、さらに保健・福祉施設と連携しながら施設の維持管理に努めていく。</p>	<p>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</p> <p>① (略)</p> <p>②子育て支援施設</p> <p>詳細計画については、<u>次世代育成支援行動計画</u>を中心<u>に策定</u>し、さらに保健・福祉施設と連携しながら施設の維持管理に努めていく。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 教育の振興</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 小中学校等の施設、設備、環境の整備を図る。</p> <p><u>学校施設改修事業</u>（4校）、スクールバス等更新事業（1台）、給食センター施設等改修事業（給食センター1棟、給食配送車2台）</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</p> <p>① (略)</p> <p>②教職員住宅</p> <p>町内の民間の賃貸住宅の状況や、利用実態を踏まえた適正戸数を検討し、余剰住宅については、用途廃止、解体等を検討していく。</p>	<p>9 教育の振興</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その対策</p> <p>ア 小中学校等の施設、設備、環境の整備を図る。</p> <p><u>学校施設改修事業</u>（3校）、スクールバス等更新事業（1台）、給食センター施設等改修事業（給食センター1棟、給食配送車2台）</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 公共施設等総合管理計画等との整合</p> <p>「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</p> <p>① (略)</p> <p>②教職員住宅</p> <p>町内の民間の賃貸住宅の状況や、利用実態を踏まえた適正戸数を検討し、余剰住宅については、用途廃止、解体等を検討していく。</p> <p><u>引き続き活用</u>を図る住宅については、必要な修繕を行うとともに、<u>更新にあたっては更新時期の分散化</u>を図りながら、毎年の事業費の平準化を図っていく。</p>

改正後	改正前
<p>③～④ (略)</p> <p>10 集落の整備 (1)～(3) (略) (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</p> <p>①地域集会所 町民が主体となったまちづくりを推進するためには、地域活動を実践していく住民自治活動をいつそう活性化していくことが不可欠となる。 地域集会所については、活用の幅を検討しながら<u>長寿命化を図る。</u> _____その機能を他の施設で担うことができないかなどを検討したうえで、改修時や更新時の対応を検討する。</p> <p>11～12 (略)</p>	<p>③～④ (略)</p> <p>10 集落の整備 (1)～(3) (略) (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」</p> <p>①地域集会所 町民が主体となったまちづくりを推進するためには、地域活動を実践していく住民自治活動をいつそう活性化していくことが不可欠となる。 地域集会所については、活用の幅を検討しながら<u>複合化等を図っていく。</u> <u>他の社会教育施設においても、</u>その機能を他の施設で担うことができないかなどを検討したうえで、改修時や更新時の対応を検討する。</p> <p>11～12 (略)</p>